

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会規則

平成27年3月16日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年形広連条例第16号。以下「条例」という。）第43条の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、審議会の委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議の原則)

第4条 審議会は、条例第44条に規定する諮問があったときは、速やかにその内容を答申するよう努めるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。